

事務連絡
令和2年6月10日

各 都道府県
指定都市 発達障害者支援施策所管課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

新型コロナウイルス感染症に留意した発達障害者支援センターの運営について

発達障害者支援施策の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。発達障害者支援センター（以下「センター」という。）における相談支援等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意した上で、実施いただいているところです。

令和2年5月25日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、地域によっては現在も新規感染者が発生している状況を踏まえ、センターでの相談支援等の実施にあたっては

- ・対面で行う場合には、相談者及び職員の感染防止対策に十分留意し、感染のリスクを最小限にした上で行う
- ・必要に応じて、電話やSNSを活用した非対面の方法での支援を行う

など、地域における感染状況等を勘案し、柔軟に対応いただくようお願いいたします。

また、センターが関係機関等を集めて行う連絡協議会等の開催についても、今後の感染拡大防止の観点から、必要に応じて、対面ではなくオンライン等の非対面の方法により実施いただくなど、柔軟に対応いただくようお願いいたします。

なお、連絡協議会等を非対面の方法により実施する場合でも、『発達障害者支援センター運営事業の実施について』の取扱いについて」（平成24年4月5日障障発0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づく「発達障害者支援センター事業実施状況報告」の実績に計上して差し支えありません。